障害者である職員の任免状況について（令和８年６月１日現在）

障害者の雇用の促進等に関する法律第４０条第２項及び同法施行規則第４条の１６の規定に基づき、令和８年６月１日時点の障害者である職員の任免状況について、以下のとおり公表します。

①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②法定雇用障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	参考：法定雇用率
132.5人	3.0人	2.26%	0.0人	2.80%

注１　①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

注２　②欄の「法定雇用障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度障害者及び重度知的障害者については、法律上、１人を２人に相当するものとしてダブルカウントしている。また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については、１人を１カウントしている。さらに、重度以外の身体障害者及び重度知的障害者については、１人を１カウントしている。さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、１人を０．５人に相当するものとして０．５カウントしている。

注３　④欄の不足数とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（１未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが０．０となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が０．０となることがあり、この場合は、法定雇用率達成となる。

注４　障害者の種類・程度の区分ごとの人数については、特定の者が障害者であることや障害の程度等が推認されるおそれがあるため、非公表とする。